

令和5年度全国道路・街路交通情勢調査業務（OD調査分析業務） 委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度全国道路・街路交通情勢調査業務（OD調査分析業務）

2 業務の目的

本業務は、令和3年度に全国で実施した全国道路・街路交通情勢調査のうち、OD調査の結果について集計及び分析を行い、京都市における自動車交通の現状・特徴・傾向を明らかにするとともに、今後の交通政策の検討等のための基礎資料として整理する。

（1）発生集中交通量関連の集計・分析

平成22年～令和3年のマスターデータを使用して以下の内容の集計・分析を行うこと。

- ・京都市全体の発生集中交通量の推移（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・京都市区別の発生集中交通量の推移（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・全国の政令市との比較（車種別、目的別のR03単年度集計）

また、発生集中交通量の妥当性をチェックするために、自動車保有台数や運転免許保有台数の経年変化を併せて整理すること。

（2）OD交通量関連の集計・分析

平成22年～令和3年のマスターデータを使用して以下の内容の集計・分析を行うこと。

- ・ゾーン間OD表（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・京都市の内々交通量の変化（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・京都市の内外交通量の変化（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・周辺政令市との内々・内外交通量の内訳比較（車種別、目的別のH27単年度集計）
- ・地区間交通量（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・京都市に流入する地区のランキングと上位地区における流入量の経年変化
- ・市民と市民以外の比較（車種別×年次別、目的別×年次別）
- ・市内完結ODと市外含むODの比較（登録地別、車種別）

なお、マスターデータはBゾーン*単位のトリップであるため、そのままOD間交通量を集計するにはODペア数が過大である。そこで、OD間交通量を集計する際には、本市と協議の上、ゾーンを集約した上で、各種分析を行うこと。

（※京都市を53のゾーンに分割した区域）

（3）交通特性関連の集計・分析

平成22年～令和3年のマスターデータを使用して以下の内容の集計・分析を行うこと。

- ・運転者の属性（性別、年齢）
- ・自動車の属性（使用燃料、所有形態、乗車定員など）

- ・トリップ長分布
- ・運行目的の構成
- ・駐車場所（貨物車の路上駐車の割合や観光客の駐車場所の把握）
- ・交通機関の乗り換え（主に市外からの観光目的が自動車のみで移動しているか、公共交通も利用しているかを把握）

3 委託期間

契約日の翌日から300日以内

4 委託業務の内容

上記の目的、施策への活用を考慮した上で、OD調査結果の集計・分析、課題の整理等を行う。

本市の道路課題をより明らかにするためには、他の地域における調査結果との比較検討が必要であるため、今回集計する主な指標について、近畿内の府県別や全国の政令市との比較等により、全国・近畿における本市の位置付けや特徴について整理すること。

（※具体的な分析内容については、受託業者の提案内容を含め、本市と受託業者にて協議を行い決定するものとする。）

5 納品

(1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（平成26年4月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

(2) 本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ア 報告書（簡易製本） 1部
- イ 電子成果品（電子媒体CD-R等） 1部
- ウ その他監督員が指示するもの

(3) 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

6 業務の履行

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和3年4月京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）によるものとする。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

7 土木設計業務等共通仕様書に対する特記事項

以下、業務等委託必携の土木設計業務等共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1編 共通編

第1章 総則

第1110条 提出書類

「発注者が指定した様式」とは、京都市が定める設計業務委託関係提出書類の様式とする。

第1111条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納入時の計3回を行うものとする。なお、業務着手時及び成果品納入時には、原則として管理技術者が出席するものとする。

第1113条 資料の貸与及び返却

- 1 平成17年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）自動車起終点調査〔集計業務〕報告書
- 2 平成27年度、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（自動車起終点調査）データ
- 3 平成30年度全国道路・街路交通情勢調査（自動車起終点調査）結果集計・分析業務報告書

8 その他

- (1) 業務内容の変更により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ記録簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。
業務の実施内容や本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに本市と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本市のほか各機関と十分に調整・連携のうえ、本業務を円滑に実施すること。
- (4) 作成したものは、本市に帰属するものとする。
- (5) プロポーザルの手続きにおいて提出された技術者について、提案に基づき、配置を行うとともに、企画提案書の内容を遵守すること。